

## 第5 1回関東自治体職員サッカー選手権大会山梨県予選会実施要項

### 第1 名 称

第5 1回関東自治体職員サッカー選手権大会山梨県予選会

### 第2 主 催

山梨県自治体職員サッカー連盟

### 第3 主 管

関東自治体職員サッカー連盟 (一社) 山梨県サッカー協会

### 第4 開催期間

令和6年9月16日(月・祝)、21日(土)、28日(土)

### 第5 競技会場

富士北麓公園(球技場)

所在地: 山梨県富士吉田市上吉田立石 5000

電 話: 0555-24-3651

### 第6 参加資格

(公財)日本サッカー協会及び全国自治体職員サッカー連盟に加盟登録されている県及び市町村並びに一部事務組合職員(正規職員に限る)のみをもって構成されたチームであって、次の資格を有するものに限る。ただし、一部事務組合に採用された者が、当該組合を構成するいずれかの自治体チームに所属する場合には、あらかじめ当該組合を構成する他の自治体チーム及び所管する連名支部の了承を得るものとする。

- (1) 自治体1チームとし、本年度の加盟団体登録手続きを完了し、会費納入済のものであること。
- (2) 全国自治体職員サッカー連盟に加盟登録されている都道府県及び市区町村職員のみをもって構成されたチームではないが、日本サッカー協会に加盟登録されている他チームの選手であっても、当該自治体職員の身分を有するものであれば、関東自治体職員サッカー連盟支部(山梨県自治体職員サッカー連盟)の承認を得て代表チームに参加させることができる。
- (3) 大会出場にあたっては、日本サッカー協会登録の選手証(写真添付)を携帯する。
- (4) 参加資格に疑義のある場合は、あらかじめ関東自治体職員サッカー連盟支部(山梨県自治体職員サッカー連盟)の意見を求めることを要し、なお、疑義のある場合は、関東自治体職員サッカー連盟運営委員会がこれを裁定する。

### 第7 試合方法

- (1) 11チームをもってトーナメント方式により1位、2位を決定する(関東大会出場枠は上位1チームとする)。
- (2) 試合時間はすべて70分とし、インターバルは10分とする。勝敗が決定しない場合は、PK戦で決定する。
- (3) 競技規則は、当該年度日本サッカー協会制定のサッカー競技規則による。ただし、試合の前後半を通じて必要ある時は、5名に限り交替要員と交替することができる。この交替選手は出場選手リストに記載された交替要員から選ばなければならない。交代要員の数は、7名以内に限り、氏名・背番号をその出場選手リストにあらかじめ記載し、大会本部に試合開始30分前までに提出しなければならない。
- (4) 退場を命じられた選手は、次の1試合を自動的に出場停止とする。また、本予選会中2試

- 合にわたって主審より警告を与えられた選手は、次の1試合を出場停止とする。
- (5) 本予選会の最終試合において退場を命じられた選手は、関東大会の1回戦は出場停止とする。ただし、本予選会において累積1枚あるいは2枚の警告者は、関東大会に通算しない。

#### 第8 試合の組み合わせ

山梨県自治体職員サッカー連盟運営委員会において決定する。

#### 第9 服 装

参加チームは、日本サッカー協会のユニホーム規程に従ってユニホームを必ず正・副2着用すること。(GKも同様) また、通達等を遵守すること。

#### 第10 その他

- (1) 大会期間中のけが、疾病・事故等については、チーム及び個人の責により処理するものとし、主催者等は一切これらの責を負わないものとする。
- (2) 審判員は、各チームの帯同審判員とする。ただし、準決勝及び決勝の主審は山梨県サッカー協会から派遣する。審判員は試合開始30分前に集合し、大会本部に審判証を提示すること。また、審判着、ワッペンを必ず着用すること。
- (3) ベンチは、大会本部からグラウンドに向かって左側を組み合わせ表の左側チームが使用する。
- (4) 試合ボールは、山梨県自治体職員サッカー連盟で用意する。
- (5) 参加選手は、傷害保険等に必ず加入していること。
- (6) 参加チームは試合終了後、自チームのゴミは持ち帰ること。また、会場内のごみ箱等に捨てないこと。
- (7) 会場内での禁煙を徹底すること。
- (8) 大雨、雷雨等の気象の変化(注意報、警報等)等により、試合続行が不可能と判断した場合は、15分間中断の後、主審と本予選会事務局が協議のうえ当該試合については無効とする。なお、得点及び警告については無効とするが、退場処分については記録に残し、次の1試合は出場停止とする。なお、当該試合については再試合とする。また、その他不測の事態が発生した場合には、本予選会事務局の判断により、その後の試合運営等を決定する。
- (9) この要項に定めるもののほか、本予選会の開催に必要な事項については、山梨県自治体職員サッカー連盟運営委員会及び関東自治体職員サッカー連盟運営委員会の決定したところによる。